

## 令和6年度山形市6次産業化ビジネスチャレンジ支援事業費補助金交付要綱

(目的及び交付)

第1条 市長は、本市の農業振興及び地域の活性化を図ることを目的として、市内の農業者等が農業の6次産業化に向けた意欲的な取組を行う場合において、山形市補助金等の適正化に関する規則（昭和52年市規則第10号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところにより、予算の範囲内で補助金を交付する。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、本市に住所を有し、農畜産物を販売目的で生産・加工する農業者等とする。

(補助対象事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、次の各号のいずれかに該当する事業で、かつ、当該事業に要する費用が10万円以上（消費税及び地方消費税相当額を除く。）のものとする。

(1) ビジネスチャレンジ支援事業

- ア 自らが生産する農畜産物を加工した新商品の開発等に係る事業
- イ 自らが生産する農畜産物を加工した試作品の販売等に係る事業
- ウ 体験農場、観光農園、農家レストラン等新たな販売方式の導入に係る事業
- エ その他市長が必要と認める事業

(2) 販路拡大支援事業

農畜産物及び加工商品の販路拡大等を目的とした、商談会、見本市等への出展に係る事業

(3) グリーン・ツーリズム推進事業

体験農場、観光農園、農家レストラン、産地直売所等が誘客拡大に取り組む場合に必要となる施設等の整備に係る事業

2 前項の規定にかかわらず、補助対象者が令和6年度において類似の内容で他の助成制度による同様の補助を受けている場合は、補助対象事業としないものとする。

(補助対象経費及び補助金の額等)

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）、補助金の額及び補助限度額は、別表第1に定めるとおりとする。

(補助金の交付申請)

第5条 補助金等交付申請書の提出期限は、市長が別に定める日とし、添付すべき書類は、次のとおりとする。

- (1) 事業計画書（別記様式第1号）
- (2) 見積書及びそれに付随する書類
- (3) 消費税及び地方消費税の確定申告対応状況表（別記様式第2号）
- (4) その他市長が必要と認める書類

2 補助対象者は、前項の申請書を提出するに当たって、補助金に係る消費税等仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する課税仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税の税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを当該補助金の額から減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかでない補助対象者については、この限りでない。

（補助金の交付決定方法）

第6条 市長は、規則第6条第1項の規定による補助金の交付の申請に係る書類等の審査に当たっては、当該申請の内容について、申請者及び外部の専門的知識を有する者等の意見を聴くことができる。

（変更の承認申請）

第7条 規則第7条第1項第1号に定める軽微な変更とは、次に掲げる変更以外の変更とする。

- (1) 補助対象経費の20パーセントを超える額の変更
- (2) 補助対象事業の内容の変更

2 規則第7条第1項第1号の規定により市長の承認を受けようとする者は、事業計画変更承認申請書（別記様式第3号）に事業計画書を添えて、速やかに市長に提出しなければならない。

（実績の報告）

第8条 補助事業等実績報告書の提出期限は、補助対象事業の完了後30日を経過する日又は令和7年3月31日のいずれか早い日とし、添付すべき書類は、次のとおりとする。

- (1) 事業実績書（別記様式第1号）
- (2) その他市長が必要と認める書類

2 第5条第2項ただし書に規定する補助対象者は、前項の実績報告書を提出するに当たって、当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかになった場合は、当該補助金の額から当該消費税等仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

3 第5条第2項ただし書に規定する補助対象者は、第1項の実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合は、その金額（前項の規定により当該補助金に係る消費税等仕入控除税額を減額した補助対象者にあつては、その確定した金額からその減額した額を減じて得た金額）を令和6年度補助金に係る消費税等仕入控除税額報告書（別記様式第4号）により速やかに市長に報告するとともに、これを返還し、また、当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかにならない場合又はない場合であっても、その状況等について、補助金の額の確定の日の属する年の翌年の5月31日までに、令和6年度補助金に係る消費税等仕入控除税額報告書により市長に報告しなければならない。

(財産処分の制限)

第9条 規則第18条第2号及び第3号に規定する市長が指定する財産は、この要綱による補助金の交付を受けて取得し、又は効用の増加した取得価格10万円以上の施設及び機械類（次項において「取得財産」という。）とし、同条ただし書に規定する市長が定める期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）別表第1に定める耐用年数とする。

2 市長は、取得財産が前項に定める期間を経過している場合を除き、補助金の交付決定を受けた者が取得財産の処分をすることにより収入があるときは、交付した補助金の全部又は一部を市に返還させることができるものとする。

(関係書類の保管)

第10条 規則第19条に規定する関係書類は、当該補助対象事業の完了した日の属する年度の翌年度の初日から起算して5年間保管しなければならない。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年5月14日から施行する。

別表第1（第4条関係）

補助対象事業	補助対象経費	補助金の額及び補助限度額
ビジネスチャレンジ支援事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 委託料（デザイン作成料、ホームページ作成料、コンサルタント料等）</li> <li>(2) 印刷製本費（パンフレット、チラシ、各種資料の印刷費等）</li> <li>(3) 役務費（通信運搬費、広告料（看板にあつては、設置工事に要する費用を除く。）、各種検査手数料等）</li> <li>(4) 機械等導入費</li> <li>(5) その他市長が必要と認める経費</li> </ul>	<p>農業者等が自ら補助対象事業を行う場合は、補助対象経費の3分の2に相当する額とし、25万円を上限とする。</p> <p>商工業者等と連携して補助対象事業を行う場合は、補助対象経費の2分の1に相当する額とし、50万円を上限とする。ただし、6次産業化に取り組む上で重点的に活用を図るべき農畜産物（別表第2に定める物をいう。）を活用した場合は、補助対象経費の3分の2に相当する額とし、50万円を上限とする。</p>
販路拡大支援事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 委託料（ブース製作料）</li> <li>(2) 旅費</li> <li>(3) 印刷製本費（パンフレット、チラシ、各種資料の印刷費等）</li> <li>(4) 消耗品及び材料購入費</li> <li>(5) 役務費（通信運搬費その他周知に要する経費等）</li> <li>(6) 使用料（会議室等賃借料、機器レンタル料等）</li> <li>(7) 商談会等出展費用</li> <li>(8) 備品購入費（必要最小限のものに限る。）</li> <li>(9) その他市長が必要と認める経費</li> </ul>	<p>補助対象経費の2分の1に相当する額とし、25万円を上限とする。</p>
グリーン・ツーリズム推進事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 駐車場の整備に要する経費</li> <li>(2) トイレの整備に要する経費</li> <li>(3) 水飲・手洗場の整備に要する経費</li> <li>(4) その他市長が必要と認める経費</li> </ul>	<p>補助対象経費の3分の1に相当する額とし、50万円を上限とする。</p>

別表第2（別表第1関係）6次産業化に取り組む上で重点的に活用を図るべき農畜産物

土地利用型作物	米、大豆、そば及び麦
園芸作物	きゅうり、トマト、なす、里芋、ネギ、アスパラガス、セルリー、ぶどう、りんご、さくらんぼ、西洋ナシ、桃、健康増進作物、コケ、紅花、菅及びブランド化する農畜産物
伝統野菜	山形赤根ほうれんそう、蔵王かぼちゃ、悪戸いも、食用菊、おかひじき、堀込せり及び山形青菜